（別紙様式５）

年　　月　　日

一般財団法人　日本食品検査　理事長　殿

　　申請者

　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

衛生証明書発行申請書

下記施設で取り扱うブラジル向け輸出水産食品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

記

１．製品の詳細

①輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所

②輸入者（荷受人：ブラジル側の輸入者）の名前及び住所

③原産国

④出発港

⑤輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）

⑥到着港

⑦輸送又は保管状態

⑧コンテナの番号（＊）

⑨封印番号（コンテナ等の封印番号）（＊）

⑩認定施設名（認定番号）及び住所

⑪ HS コード

⑫製品の名称

⑬学名

⑭生産分類　□養殖　□天然

⑮生産年月日

⑯包装

⑰数量

⑱ネットウェイト（kg）

（＊）については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

２．官能検査実施結果

品質確認者氏名 官能検査実施日

３．誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）ブラジル政府が要求する以下の条件を満たすものであること。

①　関連法規に従い、衛生条件の整えられている認定施設由来の水産食品であること。

②　衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれておらず、化学保存料、化学着色料の使用がない、もしくは適切に表示がされているものであること。

③　適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

（申請書の記載に関する注意事項）

１．記入は日本語、英語併記によること（２を除く。また、１の⑫は日本語、ポルトガル語併記によること）。

２．申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。

３．「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあっては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。